

大阪府温暖化の防止等に関する条例及び同条例施行規則並びに大阪府環境影響評価条例施行規則の一部改正案に対する府民意見等の募集結果について

20名（団体含む）の方から59件のご意見・ご提言をいただきました。いただいたご意見等の概要と、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

(1) 大阪府温暖化の防止等に関する条例及び同条例施行規則並びに大阪府環境影響評価条例施行規則の一部改正案について

ご意見等の概要	ご意見等に対する大阪府の考え方
①一般電気事業者等による報告制度について	
<p>電気の需給に関する必要な情報開示については、今後も引き続き行っていく。</p> <p>国が節電要請を行うような需給状況となった場合に、本制度に基づく関西全体の電気の需給に関する情報を報告するものと理解する。報告が必要となる場合の要件を条例もしくは規則に明記されたい。</p>	<p>東日本大震災以降、電気の需給については、地域の重要な課題となっており、公共性が高く、府民の関心が高いことから、条例で根拠を明確にして、需給の予測・実績とその取組内容に関する報告をお願いするものです。</p> <p>現状においては、当分の間、国の節電要請とは関係なく、電気の需要の高まる時期（夏、冬）の前後に対策報告書とその実績等の報告書を届出いただくことを考えています。届出に関する具体的事項は、施行規則で定めることとしています。</p>
<p>節電・省エネ対策を効果的に実施するためには、現状の電力・エネルギー使用量を「見える化」することにより課題を抽出し、効果的な対策を講じることが重要。電力需給状況を「見える化」した上で、行政・事業者・府民が情報共有し、対策を推進することは一定の効果が期待される。</p> <p>しかし、電力会社に対して大阪府という行政区域についてのみ、供給量や消費電力量の公表を課すことが効果的であるとは考え難い。広域的な視点に立ち、関西全体で需給を見極め、大阪府以外の周辺自治体とも協働しながら対策を進めることが必要である。</p>	<p>大阪府の条例であることから、大阪府政に必要な範囲に限定して規定しなければならないため、電力需給の予測・実績とその取組内容に関する報告にあたっては「府の区域内に係る」としてはいますが、ご意見のとおり、電力需給対策は関西全体で進めていく必要があることから、引き続き周辺自治体とも協働し、関西広域連合においても協議しながら、進めてまいります。</p>
<p>報告内容の詳細については、届出対象事業者と十分に調整を行う必要があると考える。</p>	<p>本報告制度における報告内容の詳細については、届出対象事業者と調整を行います。</p>
<p>特定規模電気事業者（新電力）は一般電気事業者の送配電網を利用して自らが調達した電気を自らの顧客に供給しており、系統全体の需給バランス・電気の品質の維持については一般電気事業者の送配電部門がその責務を担っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新電力と一般電気事業者（送配電部門）との電力需給の安定に対する役割の違いや、事業規模の格差を考慮いただき、報告義務が過度な負担とならないよう配慮をお願いしたい。 ・新電力として協力できる内容を前向きに検討するためにも、報告内容等の設定に当たっては新電力からも事前に意見を聴取する機会を設けていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般電気事業者には電気の安定供給義務があること、また、現状においては、一般電気事業者と特定規模電気事業者とでは、販売電力量のシェアが大きく違うことなどから、その責任及び役割に差異はあると考えています。 しかしながら、特定規模電気事業者にも一定の責任及び役割があり、また今後その役割は大きくなるものと考えており、電力需給の予測・実績とその取組内容に関する報告をお願いするものです。その内容については、過度な負担とならないよう配慮するよう努めます。 ・報告内容等の設定に当たっては、事前に意見を聴取する機会を設けます。

<p>電力会社が有する電力需給に関する情報は、供給先となる企業や一般家庭が実際に使用した電力量の情報が含まれると理解する。こうした情報を開示させることは企業や個人の情報の流出につながることを懸念される。また、特定地域の電力使用量が判別できるような内容も、当該地域に立地する個別の工場、設備が特定され、「犯人探し」を助長することが懸念される。</p> <p>このような企業経営への支障を回避するため、電力事業者を求める報告内容や大阪府の公表内容、公表方法については、慎重に検討すべきである。</p>	<p>個人や企業が特定される情報の流出により、「犯人探し」との誤解や企業経営への支障が出ないように、一般電気事業者等における報告内容や大阪府の公表内容及びその方法については、慎重に検討します。</p>
<p>報告書の公表（情報公開請求があった場合も含む）にあたっては、他社との競争に関わる営業機密も含まれる可能性があるため、報告した事業者の同意がない部分は非公表としていただきたい。</p>	<p>報告いただいた内容のうち、他社との競争に関わる営業秘密など競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は公表しません。</p> <p>なお、情報公開請求があった場合は、大阪府情報公開条例などに照らして、公表の可否を判断します。</p>
<p>②エネルギー需給に関する情報共有の促進について</p>	
<p>省エネ・省CO₂の促進が目的であれば、石油、天然ガス等の1次エネルギーや電力、都市ガス等の2次エネルギーを含めたエネルギー全体を対象とすべきと考える。例えば、海外情勢の変化等によって、石油や天然ガス等のエネルギー需給の逼迫、価格の高騰等も想定される。</p>	<p>今回の条例改正に至った背景は、電力需給の問題に端を発しているため、条例では、一般電気事業者、特定規模電気事業者及び一般ガス事業者に限定して、エネルギーの使用の抑制、再生可能エネルギーの利用及び電気の需要の平準化に関する情報提供の努力義務を求めることを考えています。</p> <p>しかしながら、省エネ・省CO₂促進のため、意見交換に関しては、ご意見のとおり、エネルギー全体を考慮して行いたいと考えており、適宜必要となる情報を、情報をお持ちの事業者等から提供いただきながら進めたいと考えています。</p>
<p>電力問題に関して「意見交換」の場を設けると、往々にして将来的な原発政策等、夏季・冬季の電力需給対策という本来の目的と直接関係しない議論の場になりがちなので、意見交換のメンバーの選定や運営方法において、目的に適った効率的な運営がなされるよう配慮されたい。</p>	<p>本来の趣旨、目的に適った効率的な運営ができるよう、意見交換のメンバーの選定や運営方法を検討していきます。</p>
<p>情報開示については、特定のお客さま情報につながり得る場合や自由化分野の顧客動向など競争上問題が生じ得る場合もあり、事前に対象となる事業者と十分に調整を行う必要があると考える。</p>	<p>情報の提供をお願いする際には、対象となる事業者と事前に十分調整させていただきます。特定の顧客情報など競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報には十分配慮いたします。</p>
<p>③電気の需要の平準化等の取組促進について</p>	
<p>分散型電源の導入については、電力のピークカット対策として、電気の需要抑制の効果が認められるものの、継続的な電源として促進させる場合、効率の低い分散型電源であれば、かえって増エネ・増CO₂に繋がるおそれがある。省エネと省CO₂のバランスを考慮いただき、また、省エネルギー法改正の動向など国の政策と齟齬を来たさないよう十分な検討が必要である。</p>	<p>現在は分散型電源の導入促進が必要不可欠な状況にありますが、ご意見のとおり、効率の低い分散型電源であれば、増エネ・増CO₂につながるおそれがありますので、温暖化対策にも資するエネルギー効率の高い電源の普及、設置促進が重要と考えております。</p> <p>また、国の政策と齟齬を来たさないように十分に検討を行います。</p>

<p>電力ピーク対策の中で、蓄電池の導入や自家発電の増出力等、温室効果ガスの排出量増加や増エネをもたらす対策は積極的に誘導するものではないことを明記いただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、温室効果ガスの排出量増加や増エネをもたらす対策を積極的に誘導するものではありません。しかしながら、現状においては、電気の需給の安定化が重要な課題となっており、温室効果ガスの排出量抑制等とのバランスの間で最適解を求める努力が必要です。電気の需要の平準化の対策内容によっては、増エネ・増CO₂につながるおそれがありますので、一日あるいは年間を通じて省エネ・省CO₂を図る中で、電気の需要の平準化の対策に取り組み、省エネ・省CO₂と電気の需要の平準化の両立を図ることが重要と考えております。事業者が電気の需要の平準化を行うために必要な事項については、温暖化対策指針に記載することとしておりますが、その記載に当たっては、上記の点に十分留意いたします。</p>
<p>電気の需要の平準化等への取組を促進することに賛成である。原子力発電の稼働・再稼働に関わらず、エネルギーシステムの効率化という点でも、電気の需要の平準化は重要である。強靱で効率的なエネルギーシステムは、供給側と需要側がともに取り組んで初めて実現できるものであり、特に電気の需要の平準化については、需要家が主体となって実施しなければならない取り組みである。このため、一定量以上エネルギーを使用する事業者が電気の需要の平準化を意識した行動を促すことは有意義であると考えている。</p>	<p>条例改正の趣旨、目的をご理解いただき、ありがとうございます。 実効性のある制度となるよう、今後、詳細を検討し、施行に際しては適切で効果的な運用に努めます。</p>
<p>電力需給を安定させるため、電力需要を平準化する「ピークアウト」や「ピークシフト」を促す対策を行うことは重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> この点で、節電・省エネ対策に前向きに取り組んだ企業が評価されるような施策が必要と考える。例えば、節電・省エネ効果の高い設備・機器を導入する事業者に対する補助金や融資制度の拡充、また、ソフト面でも、効果的な節電・省エネ対策事例を分かりやすく情報提供し、専門家による節電・省エネに関する無料診断やアドバイスを充実させるなど、事業者や府民が節電・省エネに積極的に取り組む意識を高めるような支援策を講じるべきである。 大阪府温暖化防止条例の「特定事業者」は、省エネ法や温対法の規制対象にも該当し、計画書や報告書の作成・届出など多くの事務的負担が課されている。今回の条例改正案で電力使用の「ピークカット」や「ピークシフト」への対応が追加されることについては、事業者に更なる負担を強いることがないよう留意すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策的に重要な観点と考えています。来年度予算要求では、今年度、個人向けに実施している太陽光パネルの設置に対する融資制度を、中小事業者にも対象を拡大し、対象システムについても、太陽光パネルのみならず各種ニーズ調査で融資需要がある創エネ・省エネ機器等に拡大することとしています。また、「おおさかスマートエネルギーセンター」を大阪府市共同で設置し、創エネ・蓄エネ・省エネ・省CO₂対策の相談・アドバイスや国の制度・事業の活用情報の提供などを行っていく予定です。極めて厳しい財政状況ではありますが、今後とも節電・省エネへのインセンティブを高める施策を検討していきます。 特定事業者の届出制度については、現行の制度を効率的に活用して、現在の計画書や報告書に対策メニューを付け加える形とすることで、できる限り事業者の負担を軽減できるよう留意したいと考えています。

<p>今回の施策が経済発展を阻害することのないように十分な配慮をお願いしたい。</p>	<p>年平均2%の成長目標などを掲げた「大阪の成長戦略」の実現が府政の最重要課題でもあります。この度の改正により、エネルギー消費量の多い特定事業者から提出いただいている対策計画書、実績報告書の制度において、温室効果ガスの排出抑制の取組に加えて、電力のピーク対策をお願いしますが、数値目標を示し、その遵守を求めるものではありませんので、事業者に過度の負担を強いるものではなく、事業活動の状況に応じてのご協力をお願いしたいと考えています。経済発展を阻害することのないように、その趣旨や内容を広くご理解いただけるように努めるとともに、十分な配慮をいたします。</p>
<p>今後「省エネ法」においても同様の施策が追加されることが予想されることから、大阪府だけが拙速に取り組むのではなく、国との調整も図りながら整合性のある制度設計を進められたい。</p>	<p>今回の制度化は、地方自治体において着実かつ速やかに実施していく必要がある内容であり、国に先行して実施したいと考えています。</p>
<p>実績報告書において昼間電力に重みを付けることによりピーク電力削減を促進する制度については、国の省エネ法でも導入が検討されていると聞くので、重み付けの係数など、国の制度との整合性に配慮されたい。また、国の制度が未導入の段階での府条例単独での性急な制度導入は避けていただきたい。</p>	<p>但し、具体的な制度設計に当たっては、国の動向も十分注視しながら、国と整合性のある仕組みとなるよう検討いたします。</p>
<p>仮に大阪府が先行して平準化の推進および評価を行うのであれば、公平な評価指標の導入、および経営合理性のある制度を希望する。</p>	<p>温室効果ガスの排出削減量や排出原単位による削減率の評価に加えて、電気の需要の平準化の取組内容を含めた総合的な評価を行うことを考えております。その制度設計に当たっては公平性や経営合理性のある制度となるよう検討していきます。</p>
<p>鉄鋼会社では、すでに生産を電力需要の少ない夜間や休日に最大限シフトさせており、これ以上にピーク抑制を行うことは困難な状況にある。 増産局面では昼間帯操業が増えるため、昼間電力使用量は増加するが、省エネや夜間シフトが限界にきている中でどうしてもピークカットをしなければならない場合、大阪府外の事業所への生産シフトを検討する必要もでてくる。 今後、制度設計の際には、このような状況での対応が不利に評価されないよう、従来からの平準化努力が見落とされないよう配慮をお願いしたい。</p>	<p>より適切で公平な制度となるよう、様々な企業のご意見もお聞きしながら、制度設計を行っていきたいと考えています。</p>
<p>今後関西のエネルギー事情が改善された場合や、国の政策との間に齟齬が生じた場合等には、速やかに本制度を見直していただきたい。</p>	<p>関西の電気の需給の状況や国の基本方針・政策の動向などを注視し、必要に応じて、随時適切に制度の検討をしていきます。</p>

④高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に係る届出制度の創設について	
<p>高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に係る届出制度を創設し、届出・公表を行った事業に対しては、環境影響評価条例の対象から除外することに賛成である。近隣地域内に安定的な中規模電源を設置することは、地域の電力供給の安定化やエネルギーセキュリティの向上に寄与するだけでなく、中規模電源による発電時に発生する熱を利用することができれば、極めて高効率な電源になりうる。地域での環境に配慮しつつ、このような電源の設置を促進するために、届出・公表制度を行った事業に対して、環境影響評価条例の対象外とすることは、迅速な新たなエネルギー社会の構築に極めて有効であると考えます。</p>	<p>条例改正の趣旨、目的をご理解いただき、ありがとうございます。</p> <p>エネルギーを効率的に利用し環境への負荷が少ない火力発電設備の設置に当たって、燃料消費に伴うCO₂の排出など環境への影響に最大限の配慮がなされつつ、有効な制度となるよう努めます。</p>

(2) さらなる検討課題（民生部門における省エネ・省CO₂化と再生可能エネルギーの普及促進について）

ご意見等の概要	ご意見等に対する大阪府の考え方
<p>建築物におけるエネルギー使用抑制は重要な課題ではあるが、厳しい経営環境におかれる企業に対し大きな負担とならないこと、国の制度と整合を取ることで、事業者への配慮が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、現行の省エネ法においては、一定規模以上の「特定建築物」に対して省エネルギー性能の維持保全状況の「定期報告」を求めている他、工場・事業場で一定量以上のエネルギーを使用する「特定事業者」に対しても各事業所の年間エネルギー使用量の「定期報告」を義務付けている。こうした既存制度との整合性に留意し、二重行政により事業者への負担感を与えないような方策とすべきである。 また、エネルギーコストが上昇する一方、厳しい経営環境を乗り切るため、事業者が建物の売買や賃貸を検討する際は、そのエネルギー性能も重要な判断要素になる。よって、規制により省エネ性能の情報開示を義務付けるのではなく市場原理に委ねることを基本とし、建築・販売事業者が建築物の省エネ性能を価値化し自発的に情報開示させるよう誘導することが重要である。 合わせて、建築物の緑化や省エネなど環境への配慮を総合的に評価する「CASBEE 制度」（大阪府建築物の環境配慮制度）などを活用し、省エネ性能の分野で一定の基準を満たす環境配慮型の建築物に対しては、固定資産税の減免制度の導入や容積率の大幅緩和など、インセンティブ施策を盛り込むべきである。 	<p>ご意見は、制度の立案にあたって重要な観点と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の省エネ法では、建築物の省エネ設計性能と実際のエネルギー消費量をリンクさせて省エネ行動を継続して促進する仕組みがなく、今回検討している制度は省エネ法を補完し、より効率的で効果的な省エネ行動を誘導しようというのですが、既存の制度との整合性や事業者への負担感には十分配慮する必要があると考えています。いただいたご意見を参考に、これらの点に十分留意し、さらに検討を進めてまいります。 ご提案のとおり、省エネ性能の情報開示を義務づけるのではなく、市場原理に委ねるという方法もあります。原案では、温暖化防止条例の届出対象となる一定規模以上の事業者を対象に情報の開示を義務づけることにより、他の事業者も自発的に情報を開示することを市場が求めるようになることも期待できるため、より省エネ行動を誘導できると考えていますが、今後、様々な関係者のご意見もお聞きしながら、議論を深めていきたいと考えています。 固定資産税の減免制度や容積率の緩和については、省エネルギー性能を求めた長期優良住宅の普及の促進に関する法律や都市の低炭素化の促進に関する法律で一定の規定がありますが、環境配慮型の建築物を一層普及させるため、府においても、そのインセンティブを与える施策は重要と考えており、検討していきます。

<p>建築物の持つ省エネルギー性能を考慮しながら、その性能が適性に発揮されているかを一定期間ごとに評価することは意義があると考えられる。この際、規制的手法を用いるのではなく、「優良な者を認証する」とあるように、優良事例を表彰、発表するような方法が望ましいと考える。省エネ性能が適正に発揮されている建築物を府が評価することで、自主的な取り組みを行う事業者のモチベーションが高まるとともに、そういった優良な建築物においては、どのような管理方法や手法で、省エネ性能を維持・発揮することができているのかを事例として広く周知していただくことは、他の事業者にとっても参考となり、事業者の創意工夫が一層促進されることが期待できるのではないかと。</p>	<p>ご意見は、制度の立案にあたって重要な観点であり、具体的にご提案でもあると考えます。規制的手法ではなく、まずは、優良事例を表彰、発表することによる省エネ促進の方が、理解を得やすく、効果もあるとの考え方もありますので、ご提案の方法についても併せて検討していきます。</p>
<p>建築物の省エネベンチマークは、公平な基準や考え方の整理が必要であると考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、公平な基準や考え方を整理することが本制度で重要なポイントであると考えますので、公平な基準や考え方となるよう、さらに、制度の詳細を検討していきます。</p>
<p>府環境審議会部会で指摘されている「中小事業者対策の推進」も重要な課題であり、中小事業者の省エネ努力を喚起するような対策を検討していくことが重要である。</p> <p>「中小事業者対策の推進」のためには、事業者や府民に過度な負担が生じることのないよう十分に留意しながら、省エネ・省CO₂化の実効性をあげることが必要と考える。例えば、民間に任せている建築確認申請のように、民間評価機関を活用し、自主的かつ容易に建築物の省エネ性能評価に取り組める環境を作り、インセンティブを付与するなど支援を行う方策もある。</p>	<p>中小事業者が自主的に省エネ性能の評価を行い、府に届出ができる仕組みを作ることも検討することともに、届出のインセンティブを高めるため、届出した中小事業者に省エネアドバイスを行うことや、優良事例を表彰、紹介すること等を検討します。</p> <p>また、住宅省エネラベルや低炭素建築物新築等計画認定を参考に、省エネ性能の評価に際して、登録住宅性能評価機関、登録建築物調査機関及び指定確認検査機関等の民間評価機関を活用することも検討します。</p>
<p>建築物の省エネ性能を評価するにあたっては、ピーク対策等が評価されるような仕組みの導入を検討いただきたい。</p>	<p>ご提案のような、省エネ性能を評価するにあたっては、ピーク対策等が評価されるような仕組みの導入も検討します。</p>
<p>検討プロセスや結果の報告が、新築・増築・改築時の規制強化に繋がらないように配慮されたい。</p>	<p>新築・増築・改築時の省エネや再生可能エネルギー導入に関する検討プロセスや結果の報告を設けることで、省エネを促進することがねらいですが、対象とする規模やその内容については、大阪府内での届出実績等を十分に踏まえた上で、設定する必要があると考えています。</p>
<p>国においても省エネ法の判断基準の強化については検討がされているところである。一方、その適合義務付けについては、国においてもまだ具体的に検討がされていないところであり、慎重な検討をお願いしたい。</p>	<p>住宅・建築物は、使用時間が長いこと、また既存住宅・建築物の断熱化のコストは新築時と比較して高くなることを踏まえると、新築時に断熱性能が高いものを導入していくことが重要かつ効果的であるため、地方自治体において着実かつ速やかに実施していく必要があり、広くご理解を得られれば、国に先行して実施したいと考えています。国の動向も十分注視しながらも、府としても検討を進めたいと考えています。</p>

<p>経済合理性を考えると、再生可能エネルギーによる発電設備導入等の環境投資を積極的に推進することは難しい。補助金等のインセンティブとの並行検討を進めて頂きたい。また、補助金等の制度導入に際しては利用しやすい（利用制限及び範囲の拡大等）制度としていただきたい。</p>	<p>現時点では、固定価格買取制度等を活用することにより、再生可能エネルギーによる発電設備導入への環境投資は、一定経済合理性があり、今後も、普及が進むことによる価格の低下などでさらに経済合理性が高まることも期待できると考えています。</p>
<p>今回の施策が経済発展を阻害することのないように十分な配慮をお願いします。</p>	<p>年平均2%の成長目標などを掲げた「大阪の成長戦略」の実現が府政の最重要課題でもあります。経済発展を阻害することのないように、今後、様々な関係者のご意見もお聞きしながら、議論を深めていきたいと考えています。</p>

(3) その他

<p>ご意見等の概要</p>	<p>ご意見等に対する大阪府の考え方</p>
<p>電力の安定供給のためには原子力発電所の早期再稼働が必要であるところ、電力需給の逼迫を前提とした規制整備や火力発電所の新設促進だけではなく、より直接的に電力安定供給を可能にするよう、原子力発電所の早期再稼働に向けて、国、立地自治体及び電力会社にご協力いただきたい。</p>	<p>電力の供給責任は、一義的には国や管内の電力供給に責任を追う電力会社にあり、これまでも国や関西電力に対して、電力の安定供給に関する申入れを行ってきました。原発については、府民の安全・安心の確保を最優先すべきであり、原子力規制委員会において、新たな安全基準を策定の上、安全性の評価を早急を実施すべきと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも大阪府が国と同じような内容の定期報告書を提出させるのがおかしい。役人の仕事を態態作っているとしか思えない。国が第1種、2種エネルギー管理指定工場の監督をするのであれば、府は、それよりエネルギー使用量の少ない民生部門の監督をして、全体として省エネ・省CO₂を普及していく方策を考えたほうがよほどましである。そういう比較的小さい施設を監督することこそ地方の役所の役目であると思う。 ・また、毎年一律に1%の削減をもとめるのではなく、建物の新旧によって削減できる方法、投資、内容が違うものである。古い建物は設備更新により簡単に削減できるが、新築数年でどうして毎年1%削減できるのか？その評価方法を見直していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の仕組みでは、温対法が事業者温室効果ガスの排出抑制計画の策定義務を課していないこと、また省エネ法は温室効果ガスや排熱削減を目的としたものでないこと等の理由から、大阪府は、より効果的に温室効果ガスの排出削減を図るため、温暖化防止条例を制定しました。また、中小事業者の省エネ・省CO₂対策支援も重要であることから、各種支援策を講じて、普及・促進を図っているところです。 ・省エネ法では、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減させることを目標としています。これを踏まえ、温暖化防止条例の対象事業者には、3年間の計画期間において3%の温室効果ガス排出量の削減を目安として、自主的な取り組みをお願いしているところです。これまでの実績からみても、温室効果ガスの排出削減が着実に進んでおり、有効な制度であると考えています。ご負担をおかけしますが、ご理解をよろしく願います。

<p>「環境と経済の両立」の鍵である環境産業分野は、今後わが国経済の牽引役と期待される分野でもある。その振興に際しては、需要と供給の両面からの視点が必要であり、需要側へは節電・省エネ性能の高い設備・機器や太陽光発電設備など再生可能エネルギー関連機器の導入、供給側である製造業者へは生産設備導入や研究開発に対し、補助金や融資制度の拡充等の支援とマーケット創出が求められる。</p> <p>また、大手と中小企業のマッチング事業や産学連携、産産連携による研究開発に対する支援も講じるべきである。</p>	<p>再生可能エネルギーやエネルギーの高度利用の分野については、今後、更なる市場拡大が期待されており、中小企業の参入促進や技術開発を支援しています。具体的には、特に大阪が強みを持つ水素・燃料電池分野やEV（電気自動車）分野等を中心に、最新の市場動向・開発動向の情報提供や、これら分野に参入する企業への技術開発支援を行うとともに、スマートエネルギー分野全般を対象とする大手と中小企業の技術マッチングを実施し事業化を支援しています。また、省エネ機器設備導入に対する低利融資など、需要側への支援も実施しております。今後とも限られた財源を有効に活用しながら、様々な施策を効率的・効果的に実施していきたいと考えています。</p>
--	---